

特定非営利活動法人小樽ライフセービングクラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人小樽ライフセービングクラブという。

2 この法人は、英文においてはOtaru Lifesaving Club（略称：OLC）と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、小樽における海水浴場を中心に、海岸をはじめとする水辺等の利用者に対し、安全教育、監視・救助、防災教育、環境保全等を通じて事故防止を図り、ライフセービングの普及・啓発及び発展に関する事業を行い、利用者等の安全で快適な水辺等の利用に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 海水浴場等の親水レジャー・スポーツ活動に関する事業
- ② 救助活動を通じたライフセーバーの育成及びライフセービング技術の普及に関する事業
- ③ 海浜、河川に関する知識の啓発活動及び情報収集に関する事業
- ④ 地域社会との交流に関する事業
- ⑤ 海浜美化及び環境保全に関する諸活動に関する事業
- ⑥ 青少年・児童に対する水辺の安全教育に関する事業
- ⑦ その他、第3条（目的）の達成のために必要な活動に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下、「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動するために入会した個人。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を賛助するために入会した個人。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める所定の入会申込書または所定の電磁的方法(Google フォーム等)により代表理事へ提出し、代表理事の承認を得なければならない。

- 2 代表理事は、前項の申し込みがあった場合、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 代表理事が入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人に通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、所定の退会届を代表理事へ提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当したときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) この法人の事業を妨げ、または妨げようとしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既納の入会金及び会費は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を代表理事とする。なお、1人以上を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

5 次の各号の一に該当する者は役員になることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

(3) 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

(ア) 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合

(ウ) 刑法第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の2(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)、第247条(背任)の罪を犯した場合

(エ) 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合

(4) 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者

(5) 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

(6) 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者※

※精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、総会の運営をつかさどり、この法人における全事業の責任者として健全な運営を行う。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、この法人の運営をつかさどるとともに、代表理事がその職務を行えない時は、代表理事に代わりこの法人の運営を行う。また、それぞれの事業を統括し、健全な運営を行う。なお、代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員及び会員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問)

- 第20条 この法人は、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の推薦に基づき、総会の承認により代表理事が委嘱する。
 - 3 顧問は、役員並びに理事会の諮問に応じ法人の育成に協力、助言する。
 - 4 顧問の委嘱期間は、委嘱の日から2年間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(名誉職)

- 第21条 この法人は、名誉会長及び名誉顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び名誉顧問は、総会において選任する。

(職員)

第22条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

2 正会員以外の会員は、この法人の総会における議決権を有しない。

(権能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条(臨機の措置)において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第26条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条(職務)第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第27条 総会は、第26条(開催)第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第26条(開催)第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第29条 総会は、委任状を含めて正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条(招集)第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第31条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第29条(定足数)、第30条(議決)第2項、第32条(議事録)第1項第2号及び第52条(定款の変更)の適用については、総会に出席したものとみなす。なお、前項の規定にかかわらず、オンライン会議システム(ZoomやTeamsなど、音声及び映像の双方向性が確保された手段)を用いて出席し、表決権を行使することができる。この場合、当該正会員は、対面での総会に出席した正会員とみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第34条 理事会は、以下の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金(第51条(臨機の措置)において同じ。)
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 職員の職務、給与
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条(職務)第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第35条(開催)第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第36条(招集)第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条（議決）第2項及び第40条（議事録）第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。なお、前項の規定にかかわらず、オンライン会議システム（Zoom や Teams など、音声及び映像の双方向性が確保された手段）を用いて出席し、表決権を行使することができる。この場合、当該理事は、対面での理事会に出席した理事とみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

（議事録）

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

（資産の管理）

第43条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、長期借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

2 この法人が事業年度の収入をもって償還する短期借入金を借入するときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)

- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、内閣府NP0法人ポータルサイトに掲載して行う。ただし、解散時の公告は官報により行う。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則等の規程は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	嶋田 廣人
副代表理事	益子 進一
理事	大平 拓司
理事	小川 直仁
理事	小玉 忍
理事	小柳 圭太
理事	今野 貴博
監事	佐藤 嶺太郎
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条（任期等）第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 46 条（事業計画及び予算）の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 51 条（事業年度）の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条（入会金及び会費）の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 0 円、年会費 5,000 円
 - (2) 賛助会員 入会金 0 円、年会費 2,500 円

要綱様式 1

役員名簿

法人名		特定非営利活動法人小樽ライフセービングクラブ	
役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
代表理事	嶋田 廣人		無
副代表理事	益子 進一		無
理事	大平 拓司		無
理事	小川 直仁		無
理事	小玉 忍		無
理事	小柳 圭太		無
理事	今野 貴博		無
監事	佐藤 嶺太郎		無

- 注 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載してください。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、札幌市特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載してください。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3 分の 1 以下でなければなりません。
- 5 特定非営利活動促進法第 15 条の規定により、役員として理事 3 人以上、監事 1 人以上を置かなければなりません。また、定款に規定されている役員定数を遵守すること。
- 6 役員について、特定非営利活動促進法第 20 条に規定する「役員の欠格事由」に該当しないこと。また、特定非営利活動促進法第 21 条「役員の親族等の排除」の規定に違反しないこと。
- 7 監事は、理事又はその法人の職員を兼ねることはできません。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

小樽ライフセービングクラブは、2008 年に北海道ライフセービングクラブの後継の任意団体として設立し、小樽市のおたるドリームビーチを拠点に、夏季海水浴場における人命救助および水辺の安全指導を目的とした活動を有志により継続して行ってきました。以来 18 年間にわたり活動を継続し、北海道内で最も歴史あるライフセービング団体として実績を積み重ねてきました。また、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下、JLA）加盟クラブとして、組織運営体制の整備及び主催する講習会を受講する個人へのトレーニング機会の提供並びに認定資格取得後の個人の技術体力の維持と向上に努めてきました。

近年、小樽市における年間観光客数は 800 万人を超え、海水浴場の利用者は約 15 万人に達し、令和 7 年度のおたるドリームビーチの利用者は約 8 万 5 千人で小樽市の年間海水浴利用者の約 57%を占めています。これに加え、ジェットスキー・サーフィン・SUP・カヤック等の親水レジャーの多様化が進む一方、それら親水レジャーに起因した事故の発生や外国人観光客への安全対応など、新たな課題が顕在化しています。このような状況の中、専門的知識と技術を有するライフセーバーによる、組織的かつ継続的な監視・救助体制の構築は、地域社会から強く求められています。

私たちは、これまで培ってきた知識・技術・ライフセービング精神を地域へ還元し、海岸をはじめとする水辺等の事故防止に向けた安全教育、監視・救助、防災・防災教育、環境保全等を行うライフセービングの普及・啓発及び発展に関する事業を行い、利用者等の安全かつ快適な水辺等の利用に寄与するため、公益性と継続性を備えた組織体制を確立する必要があると考え、ここに特定非営利活動法人小樽ライフセービングクラブを設立するものです。

2 申請に至るまでの経過

結成以来、当クラブは夏季における海水浴場監視活動を中心として、監視・救助および海岸をはじめとする水辺等の事故防止を目的としたライフセービング活動を継続的に実施してきました。あわせて、会員の確保や育成、指導体制の整備に取り組み、活動基盤の安定化を図ってきました。

その後、活動の経験と実績を積み重ねる中で、当クラブの活動は通年化し、海水浴場監視にとどまらず、JLA 認定資格講習会の開催、競泳・オープンウォータースイミング・トライアスロン・アクアスロン・サーフィン等のスポーツ大会における安全管理、地域の小学校と連携した着衣泳教育の実施、地域の子どもたちを対象としたジュニアライフセービング教室の開催など、水辺の安全に関する教育および普及啓発に関する活動領域にも活動の幅を広げてきました。

一方で、任意団体として活動を継続する中で、社会的信用の確保や行政機関・教育機関等との安定的な連携、資金調達や人材育成、多様な市民が参画できる組織運営において一定の制約があることが明らかとなりました。

地域における水辺等の事故防止の担い手として、これらの事業を安定的かつ持続的に運営していくため、法人格を取得し、責任ある運営体制と安定した活動基盤を確立する必要があるとの認識に至り、ここに特定非営利活動法人小樽ライフセービングクラブの設立を申請するものです。

【小樽ライフセービングの沿革および申請に至る経過】

1999 年 12 月 北海道ライフセービングクラブを設立
 2000 年 6 月 おたるドリームビーチを拠点に北海道で初めてライフセービングクラブとしての活動を開始
 2008 年 4 月 北海道ライフセービングクラブを発展的解散
 2008 年 4 月 任意団体 小樽ライフセービングクラブを設立
 2025 年 10 月 クラブミーティングにおいて会員間で法人化検討の意思確認
 2026 年 5 月 任意団体 小樽ライフセービングクラブ定期総会においてクラブ法人化を承認
 2026 年 5 月 設立総会開催

2026 年 8 月 21 日

特定非営利活動法人小樽ライフセービングクラブ
 設立代表者 住所又は居所
 氏名 嶋田 廣人

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人小樽ライフセービングクラブ

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な 事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者 の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
海水浴場等の 親水レジャー・スポーツ 活動に関する 事業	海水浴場監視	(A) 海水浴場開設期間中監視 業務実施日 (B) おたるドリームビーチ (C) 200 人	(D) 海水浴場利 用者 (E) 約 85,000 人	1,000
	水泳大会監視	(A) 年 15 回 (B) 平岸プール、野幌運動公 園、コンパス (C) 75 人	(D) 大会参加者 (E) 約 5,250 人	400
	アクアスロン 大会監視	(A) 6 月 27 日、28 日 (B) おたるドリームビーチ (C) 10 人	(D) 大会参加者 (E) 約 20 人	35
	カヤック大会 監視	(A) 7 月 5 日 (B) 東川町忠別ダム (C) 5 名	(D) 大会参加者 (E) 約 300 人	150
	トライアスロ ン大会監視	(A) 7 月 26 日 (B) 苫小牧市勇払マリーナ (C) 8 名	(D) 大会参加者 (E) 約 250 人	100
	オープンウォ ータースイミ ング大会監視	(A) 8 月 22 日、23 日 (B) 弟子屈町屈斜路湖 (C) 12 名	(D) 大会参加者 (E) 約 130 名	300
	サーフィン大 会監視	(A) 8 月 7 日、8 日、9 日 (B) 厚真町浜厚真海岸 (C) 9 名	(D) 大会参加者 (E) 約 100 人	150

救助活動を通じたライフセーバーの育成及びライフセービング技術の普及に関する事業	JLA 認定資格講習会	(A) 年 10 回 (B) 札幌市内及び近郊講習会場 (C) 20 名	(D) 講習会受講者 (E) 約 50 人	100
海浜、河川に関する知識の啓発活動及び情報収集に関する事業	e-log (海水浴場における事故防止情報などの収集・報告)	(A) 海水浴場開設期間中監視業務実施日 (B) おたるドリームビーチ (C) 30 人	(D) 海水浴場利用者 (E) 約 85,000 人	0
地域社会との交流に関する事業	海上保安庁と水上バイクを活用した救助に関する技術訓練	(A) 7 月上旬 (B) おたるドリームビーチ (C) 5 名	(D) 海水浴場利用者 (E) 約 85,000 人	0
	小樽海水浴場連絡会議	(A) 4 月 (B) 小樽市役所 (C) 1 名	(D) 海水浴場利用者 (E) 約 85,000 人	0
	おたるドリームビーチ運営協議会	(A) 4 月、9 月 (B) 小樽市役所 (C) 2 名	(D) 海水浴場利用者 (E) 約 85,000 人	0
海浜美化及び環境保全に関する諸活動に関する事業	ビーチクリーン	(A) 海水浴場開設期間中監視業務実施日 (B) おたるドリームビーチ (C) 200 名	(D) 海水浴場利用者 (E) 約 85,000 人	0
青少年・児童に対する水辺の安全教育に関する事業	小学生を対象とした着衣泳授業	(A) 8 月、9 月 (B) 江別第 2 小学校、千歳信濃小学校 (C) 10 名	(D) 小学 3 年生、5 年生 (E) 約 300 人	60
	高校生を対象としたライフセービング体験	(A) 年 1 回 (8 月) (B) おたるドリームビーチ (C) 5 名	(D) 高校生 (E) 約 20 人	20
	川の授業 (エコキッズプログラム)	(A) 年 24 回 (B) 琴似発寒川等の近隣水辺 (C) 24 名	(D) 未就学児、小学生 (E) 約 1,300 名	100
その他、第 3 条 (目的) の達成のために必要な活動に関する事業	実施予定なし			

2027 年度の事業計画書

2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人小樽ライフセービングクラブ

1 事業実施の方針

- ・2027 年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な 事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者 の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
海水浴場等の 親水レジャー・スポーツ 活動に関する 事業	海水浴場監視	(A) 海水浴場開設期間中監視 業務実施日 (B) おたるドリームビーチ (C) 200 人	(D) 海水浴場利 用者 (E) 約 85,000 人	1,000
	水泳大会監視	(A) 年 15 回 (B) 平岸プール、野幌運動公 園、コンパス (C) 75 人	(D) 大会参加者 (E) 約 5,250 人	400
	アクアスロン 大会監視	(A) 6 月下旬 (B) おたるドリームビーチ (C) 10 人	(D) 大会参加者 (E) 約 20 人	35
	カヤック大会 監視	(A) 7 月上旬 (B) 東川町忠別ダム (C) 5 名	(D) 大会参加者 (E) 約 300 人	150
	トライアスロ ン大会監視	(A) 7 月下旬 (B) 苫小牧市勇払マリーナ (C) 8 名	(D) 大会参加者 (E) 約 250 人	100
	オープンウォ ータースイミ ング大会監視	(A) 8 月下旬 (B) 弟子屈町屈斜路湖 (C) 12 名	(D) 大会参加者 (E) 約 130 名	300
	サーフィン大 会監視	(A) 8 月上旬 (B) 厚真町浜厚真海岸 (C) 9 名	(D) 大会参加者 (E) 約 100 人	150

救助活動を通じたライフセーバーの育成及びライフセービング技術普及に関する事業	JLA 認定資格講習会	(A) 年 10 回 (B) 札幌市内及び近郊講習会場 (C) 20 名	(D) 講習会受講者 (E) 約 50 人	100
海浜、河川に関する知識の啓発活動及び情報収集に関する事業	e-log (海水浴場における事故防止情報などの収集・報告)	(A) 海水浴場開設期間中監視業務実施日 (B) おたるドリームビーチ (C) 30 人	(D) 海水浴場利用者 (E) 約 85,000 人	0
地域社会との交流に関する事業	海上保安庁と水上バイクを活用した救助に関する技術訓練	(A) 7 月上旬 (B) おたるドリームビーチ (C) 5 名	(D) 海水浴場利用者 (E) 約 85,000 人	0
	小樽海水浴場連絡会議	(A) 年 1 回 (4 月) (B) 小樽市役所 (C) 1 名	(D) 海水浴場利用者 (E) 約 85,000 人	0
	おたるドリームビーチ運営協議会	(A) 年 2 回 (4 月、9 月) (B) 小樽市役所 (C) 2 名	(D) 海水浴場利用者 (E) 約 85,000 人	0
海浜美化及び環境保全に関する諸活動に関する事業	ビーチクリーン	(A) 海水浴場開設期間中監視業務実施日 (B) おたるドリームビーチ (C) 200 名	(D) 海水浴場利用者 (E) 約 85,000 人	0
青少年・児童に対する水辺の安全教育に関する事業	小学生を対象とした着衣泳授業	(A) 8 月下旬、9 月上旬 (B) 江別第 2 小学校、千歳信濃小学校 (C) 10 名	(D) 小学 3 年生、5 年生 (E) 約 300 人	60
	高校生を対象としたライフセービング体験	(A) 8 月下旬 (B) おたるドリームビーチ (C) 5 名	(D) 高校生 (E) 約 20 人	20
	川の授業 (エコキッズプログラム)	(A) 年 24 回程度 (B) 琴似発寒川等の近隣水辺 (C) 24 名	(D) 未就学児、小学生 (E) 約 1,300 名	100
その他、第 3 条 (目的) の達成のために必要な活動に関する事業	実施予定なし			

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人小樽ライフセービングクラブ
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	5,000		
		105,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
		0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4. 事業収益		3,012,500	
5. その他収益			
受取利息	2,800		
雑収益	0		
		2,800	
経常収益計			3,120,300
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	126,000		
旅費交通費	2,289,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	2,415,000		
事業費計		2,415,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
荷造発送費	10,000		
支払手数料	30,000		
旅費交通費	10,000		
減価償却費	0		
事務消耗品費	10,000		
消耗品費	15,000		
消耗器具備品費	20,000		
交際費	30,000		
修繕費	50,000		
保険料	80,000		
租税公課	20,000		
諸会費	65,000		
賃貸料	220,000		
会議費	50,000		
通信費	20,000		
雑費	21,000		
予備費	54,300		
支払利息			
その他経費計	705,300		
管理費計		705,300	
経常費用計			3,120,300
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

2027年度 活動予算書
2027年4月1日から2028年3月31日まで
特定非営利活動法人小樽ライフセービングクラブ
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	5,000	105,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益		3,012,500	
5. その他収益			
受取利息	2,800		
雑収益	0	2,800	
経常収益計			3,120,300
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	126,000		
旅費交通費	2,289,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	2,415,000	2,415,000	
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
荷造発送費	10,000		
支払手数料	30,000		
旅費交通費	10,000		
減価償却費	0		
事務消耗品費	10,000		
消耗品費	15,000		
消耗器具備品費	20,000		
交際費	30,000		
修繕費	50,000		
保険料	80,000		
租税公課	20,000		
諸会費	65,000		
賃貸料	220,000		
会議費	50,000		
通信費	20,000		
雑費	21,000		
予備費	54,300		
支払利息			
その他経費計	705,300	705,300	
管理費計			
経常費用計			3,120,300
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。